令和4年 No.45

○国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項の一部を改正する要項の制 定

改正理由

申請の手続が必要な範囲を明確にすること、賞の交付に関する規定を追加すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年10月12日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和4年10月13日

国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項(平成22年11月18日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項の一部改正について

改正理由:申請の手続が必要な範囲を明確にすること、賞の交付に関する規定を追加すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

 改
 正
 現
 行

 (趣旨)
 (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)における主催、共催、後援、協賛及びその他これに類する名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)~(4) 〔省略〕
- (5) その他これに類する名義 特に主催者の要望がある場合 (許可基準)
- 第3条 名義を使用許可することができる事業は次の各号の<u>全て</u>に該当するものとする。
 - (1) 本学の教育、研究及び社会貢献に寄与すること。
 - (2) 事業を開催するための計画が適正に作成されており、かつ事業の運営方法が公正であること。
 - (3) 主催者は事業を開催するための事務組織を有するとともに、必要な資金を確保することができること。
 - (4) 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
 - (5) 特定の宗教的色彩の強い事業を含まないこと。
- 2 主催事業は、本学の教育研究等に関する<u>全て</u>の運営組織が企画又は企画に主体的に参画し、本学として実施することが適当と判断する事業について許可するものとする。
- 3 共催、後援、協賛及びその他これに類する名義(以下「共催等」という。)については、次の各号のいずれかに該当する団体等に許可することができる。
- (1) 国又は地方公共団体の機関
- (2) 教育研究機関
- (3) 学術団体
- (4) 一般社団法人,一般財団法人,公益社団法人,公益財団法人,特例民法法人及 び特定非営利活動法人
- (5) その他学長が適当と認めるもの

第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)における主催、共催、後援、協賛及びその他これに類する名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)~(4) [省略]
 - (5) その他これに類する名義 特に主催者の要望がある場合 (許可基準)
- 第3条 名義を使用許可することができる事業は次の各号の<u>すべて</u>に該当するものとする。
 - (1) 本学の教育、研究及び社会貢献に寄与すること。
 - (2) 事業を開催するための計画が適正に作成されており、かつ、事業の運営方法が公正であること。
 - (3) 主催者は事業を開催するための事務組織を有するとともに、必要な資金を確保することができること。
 - (4) 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
 - (5) 特定の宗教的色彩の強い事業を含まないこと。
- 2 主催事業は、本学の教育研究等に関する<u>すべて</u>の運営組織が企画又は企画に主体的に参画し、本学として実施することが適当と判断する事業について許可するものとする。
- 3 共催,後援,協賛及びその他これに類する名義(以下「共催等」という。) については、次の各号のいずれかに該当する団体等に許可することができる。
- (1) 国又は地方公共団体の機関
- (2) 教育研究機関
- (3) 学術団体
- (4) 一般社団法人,一般財団法人,公益社団法人,公益財団法人,特例民法法人及び特定非営利活動法人
- (5) その他学長が適当と認めるもの

(申請)

- 第4条 名義の使用許可を受けようとする者は、原則として、事業の開催日の3月前までに、別紙様式1の名義使用許可申請書(以下「申請書」という。)に必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、学長に申請しなければならない。<u>ただし、本学が定例の業務として実施する事業については、この限りでない。</u>
 - (1) 定款, 会則等
 - (2) 役員等名簿
 - (3) 事業実施に関する書類(事業に係る収支予算案を含む。)
 - (4) その他必要な書類
- 2 名義の使用許可を受けようとする事業において賞の交付を行おうとする場合は , 前項各号に定める書類のほか, 次の各号に掲げる書類を提出しなければならない
- (1) 審査規程等
- (2) 審査日程に関する書類
- (3) その他賞の交付に関する書類

(許可)

第5条 〔省略〕

2 〔省略〕

[省略]

別紙様式1

名義使用許可申請書

[省略]

下記のとおり、東京学芸大学の名義の使用許可を受けたいので、申請します。

記

| 〔省略〕 | |
|-------|--|
| 開催目的• | |
| 事業概要 | |
| 〔省略〕 | |

(申請)

- 第4条 名義の使用許可を受けようとする者は、原則として、事業の開催日の3月前までに、別紙様式1の名義使用許可申請書(以下「申請書」という。)に必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、学長に申請しなければならない。
 - (1) 定款, 会則等
 - (2) 役員等名簿
 - (3) 事業実施に関する書類(事業に係る収支予算案を含む。)
 - (4) その他必要な書類

(許可)

第5条 〔省略〕

2 〔省略〕

[省略]

別紙様式1

名義使用許可申請書

〔省略〕

下記のとおり、東京学芸大学の名義の使用許可を受けたいので、申請します。

記

| 〔省略〕 | |
|------|--|
| 開催目的 | |
| [省略] | |

| 参加対象者 | | | | 参加対象者 | |
|---------------|---------|---|--|------------------------------|--|
| 本学の責任者 | | | | 本学の対応組織及び責任者 (その他参考となる事項) | |
| 本学の担当事務局 | | | | | |
| その他参考となる事項 | | | | | |
| ※以下、賞の交付を行おうと | する場合に記入 | • | | | |

【記入にあたっての留意事項】

交付する賞の名称・交付数

交付する賞の対象

- ※ 本学の責任者及び担当事務局を明記すること。
- ※ 「交付する賞の名称・交付数」欄は、交付する賞のうち該当するもの(賞状 、杯、楯等)及びその数を記入すること。
- ※ 「交付する賞の対象」欄は、交付する賞の受賞対象者が分かるように記入すること。
- ※ その他参考資料(事業概要,定款等)を添付すること。

[省略]

附則

この要項は、令和4年10月13日から施行する。

※ 申請団体以外に本学の対応組織及び責任者を明記のこと。

※ その他参考資料(事業概要,定款等)を添付すること。

[省略]